

議員提出第 1 号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び大阪府議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 3 年 1 2 月 7 日

大阪府議会議長 鈴木 憲 様

提 出 者

大阪府議会議員 杉 江 友 介 徳 永 慎 市
肥 後 洋一朗

賛 成 者

大阪府議会議員 横 山 英 幸 徳 村 さとる
中 野 稔 子 三 橋 弘 幸
いらはら 勉 前 田 将 臣
上 田 健 二 橋 本 和 昌
原 田 こうじ 原 田 亮
加治木 一 彦 藤 村 昌 隆

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正
の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府
条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略）</p> <p>第四条 府議会議員が長期欠席（の定例会の開 会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会 日」という。）までの間（九月に招集される定 例会にあつては、開会の日から当該開会の日に 上程された議案の採決を行う日としてあらか じめ議会運営委員会で決定した日（以下「採決 日」という。）までの間又は採決日の翌日から 閉会日までの間）に開かれる次に掲げる会議等 （以下「会期中の会議等」という。）の全てを欠 席することをいう。以下同じ。）をした場合に おいて、閉会日又は採決日後に最初に会期中の 会議等に出席した日の属する月（以下「出席月」 という。）の前月が閉会日又は採決日の属する 月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月で あるときは、閉会月の翌月から出席月の前月ま での議員報酬は、支給しない。ただし、当該長 期欠席が出産、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律（平成十年法律第百 十四号）第十八条第一項に規定する患者若しく は無症状病原体保有者であること又は病院若 しくは診療所への入院であつて医師の診断書 の提出があり、やむを得ないものとして議長が 議会運営委員会に諮つて認めたことによるも のであるときは、この限りでない。</p> <p>一 会議 二 委員会 三 協議等の場（議案の審査又は議会の運営 に関し協議又は調整を行うための場をい う。） 四 議員の派遣及び委員の派遣</p> <p>第四条の二 前条の規定にかかわらず、府議会議 員が被告人又は被疑者として身体の拘束を受 けていることにより前条各号の会議等を出 席したときは、当該欠席した日の属する月（以下 「欠席月」という。）以後の月分の議員報酬は、 同日後において最初に前条各号の会議等に出 席した日又は被告人若しくは被疑者として身 体の拘束を受けていること以外の事由により 前条各号の会議等を出席した日の属する月（欠 席月と同一の月である場合は、その翌月）以後 の月分を除き、その支給を停止する。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>第四条 被告人又は被疑者として身体の拘束を 受けていることにより招集に応じず、又は委員 会を出席した日の属する月（以下この項におい て「欠席月」という。）以後の月分の府議会議 員の議員報酬は、同日後において最初に招集に 応じ、若しくは委員会に出席した日又は被告人 若しくは被疑者として身体の拘束を受けてい ること以外の事由により招集に応じず、若しく は委員会を出席した日の属する月（欠席月と同 一の月である場合は、その翌月）以後の月分の 議員報酬を除き、その支給を停止する。</p> <p>2・3（略）</p>

第六条 (略)

第七条 基準日前六箇月以内に第四条の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかつた月があるときは、前条第二項の期末手当のうち、それぞれその基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬を支給しなかつた月分の額に相当する部分は、支給しない。

第七条の二 基準日前六箇月以内に第四条の二第二項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。)があるときは、前条第二項の期末手当のうち、それぞれその基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第四条の二第二項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前六箇月以内に第四条の二第三項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかつた月(同項後段の規定により当該月分の議員報酬を返納しなければならない月を含む。)があるときは、前条第二項の期末手当のうち、それぞれその基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬を支給しなかつた月分の額に相当する部分は、支給しない。

第六条 (略)

第七条 基準日前六箇月以内に第四条第二項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。)があるときは、前条第二項の期末手当のうち、それぞれその基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第四条第二項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前六箇月以内に第四条第三項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかつた月(同項後段の規定により当該月分の議員報酬を返納しなければならない月を含む。)があるときは、前条第二項の期末手当のうち、それぞれその基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬を支給しなかつた月分の額に相当する部分は、支給しない。

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

提 案 理 由

他自治体において、長期間にわたり、議会を欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当が支給される事案が発生している。

大阪府議会においては、多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議への欠席事由の拡大（育児、介護、出産支援等）を行ってきたが、一方で長期にわたり職責を果たしていない議員については、報酬等の減額を行い、府議会に対する府民の信頼を得る必要があるため提案する。